

断熱改修工事に対する支援制度（令和5年4月開始）

グリーンリフォームローンS融資 利子補給制度のご案内



名古屋市内に住宅をお持ちの方が、住宅金融支援機構のZEH水準を満たす断熱改修工事に対する融資である【グリーンリフォームローンS】を利用してリフォームを行う際に、当該融資額を対象として、本市が利子補給を行います。

住宅金融支援機構の「グリーンリフォームローンS」の詳細は、こちらをご覧ください

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/index.html>



利子補給の条件

以下のすべての条件を満たすことが必要です。

- ・融資の契約者と利子補給を申込み者が同一であること
- ・融資の対象となる住宅が名古屋市内に所在していること



利子補給の内容

予算の範囲内で、以下の金利分まで利子補給を行います。

【高齢者向け返済特例を 利用しない とき】

➤借入申込時点の新機構団信の利率分まで

※借入の利率が新機構団信の利率を上回る場合は、借入れ申込時点の新機構団信の利率分が低利になるように計算した額

【高齢者向け返済特例を 利用する とき】

➤借入申込時点の適用利率分まで



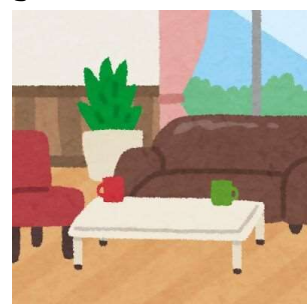
利子補給の期間

融資に対する初回返済日の属する月から起算して、最長10年間（返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月まで）

資格申請期間

当該リフォーム工事が完了するまで

（裏面もご確認ください）



グリーンリフォームローンS融資に係る適合証明書 発行手数料補助制度のご案内

グリーンリフォームローンSを利用してZEH水準の断熱改修工事を行う際に必要となる、適合証明書の発行手数料に対して補助を行います。



発行手数料補助の条件

以下の条件をすべて満たすことが必要です。

- ①融資の契約者と手数料補助を申込む者が同一であること
- ②対象となる住宅が名古屋市内に所在していること
- ③名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給の資格申請を行っていること
- ④上記の③の申請を行った者自らが適合証明検査機関に適合証明書発行手数料の支払いをしていること

発行手数料補助の内容

予算の範囲内で、適合証明書の発行に要した費用を最大15万円補助します。



ご注意ください！

- 適合証明書を受け取る前までに、本市に対して手数料補助の交付申請をしてください。
- 適合証明書発行手数料をグリーンリフォームローンSの融資金額に含めた場合は、本補助制度を利用することはできません。

お問い合わせ先



名古屋市 住宅都市局 住宅企画課

住所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2944

Fax：052-972-4172

電子メールアドレス：a2944@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

制度の詳細は市のウェブサイト
でご確認ください

